

都道府県労働局 働き方改革推進本部の設置について

長時間労働削減推進本部

(平成26年9月30日設置)

本部長 厚生労働大臣
 本部長代理 厚生労働副大臣（労働担当）、厚生労働大臣政務官（労働担当）
 事務局長 労働基準局長

過重労働等撲滅チーム

- ① 長時間労働削減の徹底に向けた重点監督の実施
 - i 相当の時間外労働時間が認められる事業場等
 - ii 過労死等に係る労災請求がなされた事業場等を対象に、重点監督を実施。
- ② 相談体制の強化
- ③ 労使団体への要請
- ④ 過労死等の防止に向けた取組

働き方改革・休暇取得促進チーム

- 本省幹部による企業経営陣への働きかけ等

省内長時間労働削減チーム

- 長時間労働に係る負担削減方策について検討等

〈協力要請・連携〉

- ・ 都道府県
- ・ 市町村
- ・ 事業主団体
- ・ 労働団体等

働き方改革推進本部

(本部長 都道府県労働局長)

- ① 労働局長、労働基準部長による企業経営陣への働きかけ
- ② 地方自治体、労使団体等との連携による働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成
(年次有給休暇の取得促進など)

「地方創生」につなげる

- 仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備
- 地域の特性を生かした、魅力ある就業の機会の創出

※ 働き方改革・休暇取得促進チームの下、各都道府県労働局に「働き方改革推進本部」を設置

地域における「働き方改革」に向けた取組について

趣旨

- 長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進などによる、働き過ぎ防止を図るためには、労働基準法等の遵守を超えて、働き方そのものの見直しが必要であり、企業トップによる強いリーダーシップが不可欠。
働き方の見直しは、雇用の質を重視した「しごとの創生」、WLB支援による「ひとの創生」を柱とする「まち・ひと・しごと創生」にも資するもの。
- 厚生労働省としても、企業訪問等を通じて企業経営陣に対し、企業における働き方改革について、働きかけるとともに、先進的に取り組んでいる企業や今後具体的な取組を検討している企業の情報を広く発信することにより、各企業の働き方の見直しに向けた取組を促進。
⇒ これまでの本省の取組を**全国展開するため、都道府県労働局に「働き方改革推進本部」を設置し強力で推進**
(平成27年1月～)

取組の概要

1. 労働局幹部による企業経営陣への働きかけ

- 労働局長、労働基準部長が地域のリーディングカンパニーを訪問（平成27年1月～）
⇒ 所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、テレワーク、多様な正社員等についての取組や、運用に当たっての課題等について意見交換
 - ・ 長時間労働の削減等に向けた働き方改革について働きかける。
 - ・ 把握した好事例や課題を今後の行政運営に反映。
- 併せて、これらの取組に対する支援メニュー（好事例・ノウハウ集等）を提供
⇒ 更なる取組の実施を促す。

2. ポータルサイトを活用した情報発信

- 先進的な取組企業や今後取組予定の企業に関する情報を、本省ポータルサイトに掲載しPRする
(平成27年1月開設)

3. 地域の地方自治体や労使団体との連携による気運の醸成

- 雇用の質を重視した「しごとの創生」、WLB支援による「ひとの創生」を進めるため、働き方の見直しに向けて地域全体の気運の醸成を図る